

令和2年（ワ）第6372号 原発メーカー国家賠償請求事件
原 告 大久保 徹夫 外37名
被 告 国

意見陳述書

2020年10月30日

原告 大久保 徹夫

福島第一原発を設計・製造・建設したのはGE、東芝、日立です。製造物や製品が事故を起こした場合、本来ならそれを製造したメーカーが責任追及されます。しかし、原子力損害賠償法は事故の賠償責任を運転事業者である電力会社に一極集中し、メーカーは免責と定めており、社会常識に反しています。他にも、いくつもの理不尽な規定があり、原賠法の定める責任集中制度は違憲無効であるとして賠償責任をより多数の企業に求めることにより、賠償原資を増やすとともにモラルハザードを防止できると私たちは考え、原発メーカー三社を被告として、前訴を提起しました。過去、1960年代から原発が日本に導入されて以降、スリーマイル島、チェルノブイリ原発等で大事故が発生したことに何らの省察もせず、いわゆる安全神話に自縛されたメーカーの設計、製作技術者の証言等を含め、原発メーカーの責任を明らかにしてきました。

また、元々、原発事故によって国内外に撒き散らされる放射能は人類全体への脅威である事に鑑み、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」通称ノーコンクス権は基本的人権だと主張し、それを認めるよう求めました。

一審、二審、そして最高裁まで闘って参りました。福島原発事故以来、多くの国民が原発の非人道性、国を滅ぼしかねない危険性に気付き、事故以来現在までの世論調査で原発はなくすべきとの回答が過半数を割ったことはなく、原発のない世界を求める社会的通念が広がりつつある中で、最高裁が公正・中立な指摘或いは判断をしてくれるものと信じておりました。

しかし、驚くなかれ、最高裁は私たちが最初から「原賠法は憲法違反」を旗印にして闘っていたことすら無視して、何の理由も示さないまま憲法違反を主張する事案ではないとして棄却の決定をくだしました。

このような最高裁の振る舞いは国民の求める社会像に寄り添うことなく、原発を推進する姿勢を崩さない行政をそのまま追認するものであり、私たち原発メーカー訴訟の原告、そして国民からは、司法が行政に忖度しているとしか、見えません。

司法、立法、行政の三権分立の民主主義の大原則の中、政府行政の国会軽視、虚偽答弁、官僚による公文書の改ざん、独立性が求められる検察組織への人事介入などの強権政治、或いは腐敗が充満する現在、それに対する司法の独立性、健全性を期待する国民をも裏切るものであり、とても許されるものではありません。

本訴訟の原告は原発メーカー訴訟を闘ってきた原告とその行方に強い関心をもって見守ってきた国民によって構成されており、それに対する最高裁の決定が私たちが掲げた「憲法違反」の論旨にまったく応えていない決定に対して、改めて国の司法機関としての見解を求めるため、この国家賠償請求訴訟を起こした次第です。

以上